Labor　Management　2025年9月号 VOL.432

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
〒530-0004　大阪市北区堂島浜1-1-8
堂島パークビル3階
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

男性の育児休業ここがポイント

産後パパ育休

対象期間

子どもの出生後8週間以内に4週間(28日間)まで、2回に分けての分割取得が可能

◆ 28日間には土日も含まれます
◆ 子どもが産まれていなくても、出産予定日から取得することができます
◆ 上限4週間(28日間)よりも長く育児休業を取得したい場合は、産後パパ育休ではなく、通常の育児休業を取得することができます

申出期限

原則、休業開始の2週間前までに書面で申出

◆ 出産予定日より前に産まれた場合、1週間前までの申出でOKです
◆ 出産予定日が前後した場合の、産後8週間の期間は以下のとおりです
・出産予定日前に子が産まれた場合は、出産日から出産予定日の8週間後までの期間に4週間以内
(例:4/1出産予定日・3/25出生 → 3/25～5/27)
・出産予定後に子が産まれた場合は、出産予定日から出産日の8週間後までの期間に4週間以内
(例:4/1出産予定日・4/8出生→4/1～6/3)
※出産予定日がずれても、産後パパ育休をできる4週間の上限は変わりません

休業中の就労

労働者が合意した範囲で産後パパ育休中に働くことができます　(＊労使協定の定めが必要)

通常の育児休業

対象期間

原則、子の１歳の誕生日の前日までが期間の上限で、労働者の希望する期間取得することが可能

◆ 配偶者が専業主婦や育児休業中でも取得することができます
◆ 産後パパ育休と組み合わせて取得することも可能です

申出期限

原則、休業開始の１か月前までに書面で申出

◆ 1か月前までに申出をしていない場合でも取得できますが、休業開始日を会社に指定される場合があります
◆ 出産予定日より前に産まれた場合、1週間前までの申出でOKです

休業中の就労

産後パパ育休とは異なり、育児休業中は、原則働くことはできません。

【男性労働者からの相談】
Q：第２子が生まれるため、１か月の育児休業の申出をしたところ、男性の育児休業は５日間しかとれないと言われた
A：育児休業は、原則子が１歳に達するまでの間で、男女労働者が希望した期間取得をすることができるので、会社側が育児休業を取得できる期間を制限することはできません。

【会社からの相談】
Q：12月29日～１月７日まで年末年始の休業となる。男性労働者から12月28日～１月12日まで産後パパ育休の申出があったが、年末年始の期間（10日間）は産後パパ育休の期間である28日から除くのか。
A：産後パパ育休の期間である28日間には公休日も含まれます。このため、12月28日～１月12日まで産後パパ育休を取得した場合、産後パパ育休を16日取得することになります。

出典：【群馬労働局「男性の育児休業ここがポイント」を引用し編集
https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/content/contents/001853014.pdf

NSRにゅーすのバックナンバーはこちらのURLへ→　https://nsr-j.com/

特定社会保険労務士　中島康之